

# セーフコミュニティ 事前審査!

## 国際認証の再取得への事前審査会を開催

秩父市では、世界基準の安全・安心なまちづくり「セーフコミュニティ」の活動を推進してきました。このたび、国際認証の再取得に向けて認証審査員を招聘し、当市で進めているセーフコミュニティの取り組みについて、事前審査を行いました。

### 事前審査会

10月7日・8日の2日間、セーフコミュニティ国際認証審査員であるオーストラリアのデイル・ハンソン氏、韓国のジョン・ペ氏を招いて、セーフコミュニティの再認証に向けた事前審査会が行われました。来年の本審査に向けて、事前審査の結果を踏まえた取り組みを進めてまいります。

### 事前審査 審査員の紹介

セーフコミュニティ認証は、公正を期すため、国内の審査員ではなく、海外の審査員が審査を行います。



ジョンイ審査員



デイル審査員

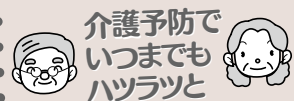
### 各対策委員会からの活動報告

審査会では、交通安全、高齢者の安全、子どもの安全、自殺予防、災害時の安全、犯罪の防止、自然の中での安全の7つの対策委員会と外傷サーベイランス委員会から、活動内容について報告しました。詳しい内容については、市報に掲載します。



問 危機管理課 ☎ 22-2206

## 地域包括支援センターだより



介護予防でいつまでもハツラツと  
問 秩父地域包括支援センター ☎ 22-2582

### 地域で支える認知症

「認知症」という言葉を聞いて、皆さんはどんなことを思い浮かべますか? 「いろいろなことを忘れてしまう病気」、「一人ではなにもできなくなってしまう」といったマイナスのイメージを抱かれる人も多いのではないのでしょうか? 確かに、記憶力が低下して、物忘れが増えたり、物事を理解するのに時間がかかったり、今までできていたことが難しくなったりします。認知症の方の多くは、このような自分自身の機能低下に不安を感じていたり、自分の「思い」を周りに理解してもらえず苦しんでいる場合があります。

しかし、周りの理解と支えがあれば、できることもたくさんあります。誰もが認知症になる可能性があり、一人ひとりが自分のこととして、認知症について考えることが必要です。

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのため、認知症について関心を持っていただき、地

域に理解者を増やすことがとても大切です。

一緒に考えてみよう、認知症のこと  
認知症について、より多くの方に理解を深めていただけるよう、図書館との共催により啓発事業を実施します。

大人だけでなく、子どもが認知症について学ぶことは、生きることを考えることにもつながります。この機会に、家族みんなと一緒に考えてみませんか?

① 特別展示「認知症ってなあに?」  
内容 認知症に関する図書と資料の展示  
とき 11月8日(金)〜12月13日(金)  
午前10時〜午後6時

※休館日を除く  
ところ 秩父図書館1階  
② 認知症サポーター養成講座  
「親子で学ぶ認知症」  
内容 認知症について、病気のことや接し方などをわかりやすく説明。低年齢から読める認知症の絵本などの紹介。  
とき 11月24日(日)  
午後1時30分〜2時30分

ところ 秩父図書館2階視聴覚室  
対象 小学生とその保護者  
※対象未満の子どもの参加についてはご相談ください。

定員 30人(先着順)  
参加費 無料

問・問 11月21日(木)までに ☎ で秩父地域包括支援センターへ

通話料無料! 防災行政無線の放送内容が聞きづらい場合は電話で確認ができます。

防災無線ダイヤル カクニンくん ☎ 0800-800-5747

2019年11月号 10

# 地域おこし協力隊

地域おこし協力隊とは、大都市圏に住んでいた人が地方都市に移住し、地域の活性化を図るとともに、その地での自立定住を目指す取り組みです。

## 移住相談センターでの活動紹介

移住相談の活動を始めて地元の方に良く聞かれるのが、「移住の相談に来るのって、お年寄りばかりなんじゃない？」私たちも、そう思っていました。

ですが、当センターでのアンケート結果を見ると、なんと！20～40代の方が60%を占めていました。若い世代の方が、暮らす場所として秩父に興味を持ってきているのは大変嬉しいことです。その中には、「自分でお店を持ちたい、起業したい」などアクティブな考えを持って来る方もいます。秩父は都心に近く、自然も豊かな場所です。「できれば都心での仕事を続けたいので通ってみたい。」という方もいます。

私達は、秩父に移住を希望している方のさまざまな疑問にお答えできるよう、当センターだけでなく池袋や有楽町など都内でも出張相談をしています。



## 新しい企画がスタート！

「ちちぶ 笑顔 つながる」プロジェクトがスタートします。

秩父地域の皆さんにインタビューし、それぞれの方の秩父での生活や秩父に暮らすことになったきっかけなどを通じて、秩父地域外の方に勧めたい秩父の魅力などを記事にまとめ発信する企画です。

「秩父の観光以外の魅力ってなんだろう？」

「住む場所として秩父を知ってもらうためにはどうしたらいいのかな？」

「秩父にはどんな生活スタイルがあるのかな？」

そんな事を着任してから日々考えていました。

そして、「そうだ！住んでいる皆さんに話を聞いてみよう！」ということで、この企画がスタートしました。今、この記事をご覧になっている皆さんの所に伺うかもしれません。その時はどうぞよろしくお願いします！

インタビューの記事は当センターにて12月より紹介する予定です。ぜひご覧ください。



☑ 移住相談センター

☎ 26-7946

地域おこし協力隊

山崎知彦・松田あずさ



Instagram



ホームページ

## 野外焼却（野焼き）は

### 法律で禁止

### されています！



野外焼却（野焼き）は廃棄物の処理及び清掃に関する法律や埼玉県生活環境保全条例および秩父市環境保全条例により、一部の例外を除いて原則禁止されています。

### 苦情が絶えません！

市には、野外焼却（野焼き）による苦情が多く寄せられています。

ドラム缶・ブ  
ロック囲い・家庭  
用簡易焼却炉で燃  
やしたり、地面に  
穴を掘って燃やしたりすることは  
不法焼却に該当します。ごみを燃  
やすと悪臭や煙による近隣住民と  
のトラブルだけでなく、ダイオキ  
シン類などの有害物質を発生させ、  
人の健康への影響や、火災が  
心配されています。



### 罰則

野外焼却（野焼き）禁止に違反した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条により、5年以下の懲役、もしくは一千万円以下の罰金、又は両方が科せられます。

## 野外焼却（野焼き）禁止例外の一部

- ① 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ② たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもので風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

### 注意！

野外焼却（野焼き）禁止の例外規定とされた行為であっても、周辺環境へ著しく悪影響を及ぼすものについては、指導を行いますので注意してください。

## 家庭用簡易焼却炉の無料回収



**対象** ブロック積簡易焼却炉、金属製簡易焼却炉

**回収条件** 所有者が焼却炉を分解し、2トン車が進入できる場所まで搬出すること（申込者には、回収日程などをお知らせします。）

☑ 生活衛生課 ☎ 25-5202

吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

吉田 ☎ 72-6083

大滝 ☎ 55-0861

荒川 ☎ 54-2114

ポテくまのテーマソング「ポテくまマーチ」発売中！

市役所総合窓口、吉田・大滝・荒川総合支所でCD 1枚500円にて販売

